

# 富士見小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの子どもにも、どの学級でも起こりうるもの」との認識をもって、全ての児童を対象としていじめの未然防止に取り組むことが何より重要である。そして、いじめを生まない土壌を作るために、関係者が一体となった継続的な取組が必要となる。このため、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に、「いじめは決して許されない」「いじめの問題に無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかななければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組む、いじめがある場合は適切かつ迅速に対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

## 3 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、いじめ防止においては保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

## 4 いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのため、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため以下の事項に重点的に取り組む。

- (1) 「わかる」「できる」が実感できる授業づくり
  - ・すべての児童が参加・活躍できる授業の推進
  - ・基礎的・基本的事項の習得
  - ・ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の推進
- (2) 学習規律の徹底
  - ・チャイム席の徹底

- ・正しい姿勢の保持
- ・発表の仕方，聞き方の習得
- (3) 学級集団づくり・学級経営の充実
  - ・話し合い活動，学級会活動の充実
  - ・居場所づくり，絆づくりの実践
- (4) 社会体験，自然体験，交流体験の充実
  - ・豊かな体験活動の実施
  - ・6年間を見通した体系的・計画的な実施
- (5) 児童会活動の充実
  - ・学校行事の主体的な運営
  - ・委員会活動の充実
- (6) 道徳教育の推進
  - ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
  - ・「いじめ」の本質や構造の理解
- (7) 援助希求的態度の育成
  - ・校内の環境づくり（健康観察・相談体制・アンケート等）の整備
  - ・下地づくりの教育（生命尊重・心身の健康・温かい人間関係）の充実
  - ・SOSの出し方に関する教育の充実
  - ・友人の危機に気づいた時の対応方法の習得
- (8) 情報モラル教育の推進
  - ・情報機器やインターネットを適切に活用する能力の育成
  - ・人権などの権利を尊重し行動に責任をもつ態度の育成
  - ・個人情報や著作権に関する理解

## 5 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は，児童のささいな変化に気づくこと，気づいた情報を確実に共有すること情報に基づき速やかに対応することである。そのためには，教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り，いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお，調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

また，教育相談の実施，電話相談窓口の周知等により，児童がいじめを訴えやすい体制を整えとともに，地域，家庭と連携して児童を見守ることも必要である。

- (1) 朝・帰りの会や授業中などの日常観察
- (2) 個人面談，教育相談の実施 電話相談窓口の周知
- (3) いじめアンケートの実施（各学期1回）
- (4) 学級生活状況調査の実施（年2回実施）
- (5) 児童や保護者，地域住民からの相談

## 6 発見したいじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合，校長のリーダーシップのもと，「いじめ防止対策委員会（後述）」が中心となり，事実関係の把握，被害児童のケア，加害児童の指導など，問題の解消までを行う。なお，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には，笛吹市教育委員会と連携を図り，笛吹警察署と相談して対処する。また，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに警察署に通報し，適切に援助を求める。

## (1) いじめ対応の留意点

- ① いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ② 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

## 7 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

<校内構成員> 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、その他関係職員（特別支援教育主任、担任等）

<校外構成員> スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、教育委員会指導主事、関係機関の助言者等

## 8 いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態については、本基本方針（2 いじめ防止に向けての基本的な考え方）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）により、適切に対応するものとする。

### (1) 教育委員会又は学校による調査

#### ① 重大事態の発生と調査

##### ア 調査を要する重大事態の例

○生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童が自殺を図った場合
- ・身体に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会または学校の判断で重大事態ととらえる。

○児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

- ・児童や保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重大な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

#### イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、教育委員会を通して市長に、事態発生について報告する。

#### ウ 調査の趣旨及び調査主体

教育委員会の指示のもと対応するが、学校が調査主体となる場合は、教育委員から必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受ける。

#### エ 調査を行う組織

その事実が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。

オ 事実関係を明確に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係、教職員対応方法など事実関係を可能な限り網羅的に確認し、因果関係について客観的な事実に基づいて調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実を速やかに調査する。

調査に当たっては、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校の設置者又は学校は、調査組織等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

### 〈具体的な対応〉

#### ○いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合の対応

- ・いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。この際、個別事案が広く明らかになり、被害児童や情報提供者に被害が及ばないように十分に配慮する。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童の保護者に対しても聴き取った事実関係を十分に説明する。

#### ○いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合の対応（いじめられた児童が入院や死亡した場合）

- ・当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について説明を行い調査に着手する。
- ・調査方法は、原則として在籍児童や職員に対して質問紙調査や聞き取り調査等を行う。

#### ○いじめられた児童が自殺した場合の対応

- ・その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。  
調査は公平性・中立性を確保したうえで専門委員会が行う。調査をする際、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、遺族に対して調査方法調査方法その他の調査について説明を行う。また、必要に応じて同意を得るなどして、児童への聞き取り調査、質問紙調査を行うが、くれぐれも遺族の失意の思いに対して配慮を欠くことのないように心がける。
- ・調査により知り得た情報については、プライバシーへの配慮の上、できる限り偏りのない資料、情報を集め、その信頼性の吟味を含めて事実関係を客観的かつ総合的に分析評価する。
- ・当該校においては、友人の死に直面し、児童の心の動揺や学級内に落ち着かない様子が見受けられるなど、心理的な心配がある場合には、スクールカウンセラーを要請するなど

必要な措置をとることとする。また、児童の自殺には連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要となるので教育委員会と綿密な連携を図りながら慎重に対処する。

## ② 調査結果の提供及び報告

### ア いじめを受けた児童及び保護者に対する情報の提供

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

これらの情報提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

### イ 調査結果の報告

調査結果は、市長に報告する。上記のアの説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

平成26年3月5日 策定  
令和2年4月1日 改訂  
令和4年4月1日 改訂  
令和5年4月1日 改訂